

たいしょう

しょうがい しゃ

対象となる「障害者」は？

ほうりつ か
この法律に書いてある「障害者」とは、障害
しゃて ちょう ひと
者手帳をもっている人のことだけではあります
せん。

しんたい しょうがい ひと ち てき しょうがい ひと せいしん
身体障害のある人、知的障害のある人、精神
しょうがい ひと はつたつ しょうがい こうじのう きのう しょうがい
障害のある人（発達障害や高次脳機能障害の
ひと ふく た こころ からだ
ある人も含まれます）、その他心や体のは
しょうがい なんびょう きいん しょうがい ふく
たらきに障害（難病に起因する障害も含まれ
ひと しょうがい しゃかい なか
ます）がある人で、障害や社会の中にあるバ
にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうとう
リアによって、日常生活や社会生活に相当な
せいげん う ひと たいしょう しょうがい
制限を受けている人すべてが対象です（障害
じふく 児も含まれます）。

たいしょう

じぎょうしゃ

対象となる「事業者」は？

ほうりつ か
この法律に書いてある「事業者」とは、会社
みせ
やお店はもちろんのこと、同じサービスなどを
けいぞく いし おな
をくりかえし継続する意思をもって行う人たち
かつどう
ちをいい、ボランティア活動をするグループ
じぎょうしゃ はい
なども「事業者」に入ります。

